

## 多目的ローン（一般型A）融資要項

### 1 貸付対象者

- (1) 個人の組合員であること。ただし地区内に居住または勤務地を有していること。
- (2) 貸付時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満であること。<sup>(補足)</sup>

#### 【補足】

- ・年齢は全て貸付実行（予定）日を基準とする。

- (3) 前年度税込年収（自営業者の場合は前年度税引前所得）が150万円以上であること。<sup>(補足)</sup>

#### 【補足】

- ・勤続年数が1年未満等の理由により、前年度税込年収の確認が困難な場合は、「月収×15」で算出することができる。
- ・年金受給者の場合は、年間の年金受取金額とする。

#### 【特認事務】

- ・申込金額が100万円未満の場合は、所得証明を不要とすることができる。ただし、給与所得者に限定し、勤務先が発行した在籍証明書等で勤務先の確認ができる場合に限る。

- (4) 継続して安定した収入が認められること。<sup>(補足)</sup>

#### 【補足】

- ・親・子・関連会社への転籍の場合は連続勤務とみなす。
- ・農業以外の自営業者（医師、弁護士、公認会計士等の高度な国家資格保持者で当該資格を用いて業を営む者を除く。）の場合は、営業年数が1年以上であること。
- ・嘱託・契約・派遣社員の場合は、勤続年数が1年以上であること。
- ・アルバイト、パートの者は、貸付の対象としないものとする。

- (5) 居住実態が確認できること（申出のあった住所の確認ができること。）。

- (6) 信用状況に不安がないこと。<sup>(補足)</sup>

- a 自営業者（農業者は除く。）については、自宅に差押え、仮差押え、所有権移転の仮登記または所有権移転請求権の仮登記、予告登記・代位登記・短期貸借権の仮登記または本登記がないこと。
- b 過去に差押等を受けたことのある者は、原則として貸付対象外とする。

#### 【補足】

- ・信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金、共済掛金の未払金等がないこと、および個人信用情報機関の情報等を参考にして判断すること。
- ・在日外国人の場合は、住民票（写）に加えて、永住者の表示がある在留カード（写）または特別永住者証明書（写）の提出を受け、年齢と永住許可を確認する。

- (7) 資金使途が特定されない貸付については、貸付自粛対象者ではないこと。

### 2 資金使途

組合員が生活に必要なとする資金（借入申込日から過去3か月以内に支払済みとなった資金を含む。）であること。ただし、個人間売買による購入は除く。また、次の資金は対象外とする。<sup>(補足)</sup>

- (1) 負債整理資金

## 多目的2

- (2) 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金
- (3) 営農資金および事業資金

### 【補足】

- ・本ローンの借入にかかる諸費用を資金使途に含めることができる。

### 【特認事務】

- ・原則貸付金は、借入申込者の貯金口座に入金し、直ちに販売業者等に振り込むものとする。ただし、手元資金で支払ったものについては、領収書を受領し、借入申込者本人の貯金口座への入金も可とする。
- ・申込金額が50万円以内の生活資金については、見積書等の資金使途確認書類を不要とし、借入申込者本人の貯金口座への入金も可とする。

## 3 貸付金額

500万円以内（1万円単位）であり、次の条件をいずれも満たしていること。ただし、貸付対象者が嘱託・契約・派遣社員の場合は、300万円以内とする。

- (1) 所要額の範囲内であること。
- (2) 本ローン貸付額、既往の多目的、フリー、マイカー、教育、リリーフ、カードの各ローン残高、JA内その他無担保借入金（農業関連資金、リフォームおよび農業信用基金協会保証付の無担保の住宅資金を除く。）および他金融機関からの無担保借入金の合計額の前年度税込年収に対する比率（以下、「借入比率」という。）が150%以内であること。ただし、貸付対象者が勤続1年未満の者、嘱託・契約・派遣社員の場合は、100%以内であること。<sup>(補足)</sup>
- (3) 年間元利金返済額の前年度税込年収に対する割合（以下、「返済比率」という。）が次の範囲内であること。<sup>(補足)</sup>

a	前年度税込年収が150万円以上250万円未満の場合	30%
	（うち嘱託・契約・派遣社員の場合）	(25%)
b	前年度税込年収が250万円以上550万円未満の場合	35%
	（うち嘱託・契約・派遣社員の場合）	(30%)
c	前年度税込年収が550万円以上の場合	40%
	（うち嘱託・契約・派遣社員の場合）	(35%)

- ・借入比率の算出式は次のとおり。

$$\text{借入比率} = (\text{本件を含む無担保借入金総額}) / (\text{前年度税込年収または前年度税引前所得})$$

- ・返済比率の算出式は次のとおり。

$$\text{返済比率} = \frac{\text{本件の年間元利金返済額} + \text{他の借入金の返済額※}}{\text{前年度税込年収または前年度税引前所得}}$$

※ 自JA内その他借入金返済額および他金融機関借入金返済額（事業資金は含まない。）

- ・所得合算できる連帯債務者がいる場合、前年度税込年収は、その連帯債務者の前年度税込年収を全額合算でき、年間返済額については全額合算する。ただし、連帯債務者は同居の配偶者・親または子（満18歳以上の者）とし、家計に継続的に寄与できる場合に限る。

- (4) 本ローン貸付額、既往の多目的、フリー、マイカー、教育、リリーフ、カード（極度額）の各ローン残高、JA内その他無担保借入金貸付額（農業関連資金、リフォームおよび農業信用基金協会保証付の無担保の住宅資金を除く。）の合計額が1,000万円以内であること。<sup>(補足)</sup>ただし、貸付対象者が嘱託・契約・派遣社員の場合は、300万円以内であること。
- (5) 本ローン貸付額、既往の多目的、フリー、マイカー、教育、リリーフ、カード（極度額）の各ローン残高、JA内その他無担保借入金貸付額（農業関連資金を除く。）の合計額が1,500万円以内であること。<sup>(補足)</sup>ただし、貸付対象者が嘱託・契約・派遣社員の場合は、300万円以内であること。

【補足】		
ローン名	貸付限度額	残高通算の限度額
多目的・フリーローン	500万円	} 1,000万円 } } 1,500万円
マイカーローン	1,000万円	
教育ローン	1,000万円	
リリーフローン	300万円	
カードローン	300万円	
JA内同種ローン（農業関連資金を除く。）		
リフォームローン（JA内同種の無担保住宅資金を含む。）	1,500万円	

#### 4 貸付期間

10年（120か月）以内（うち据置期間1か月以内）であること。ただし、貸付対象者が嘱託・派遣・契約社員の場合は、5年（60か月）以内（うち据置期間1か月以内）であること。

#### 5 貸付金利

JA所定の利率とし、固定金利型であること。

#### 6 担保

担保は設定しない。

#### 7 保証

農業信用基金協会の保証が付されていること。<sup>(補足)</sup>

##### 【補足】

- ・貸出金の資金用途に住宅関連設備としての太陽光発電システム（売電契約あり）が含まれ、連帯保証人を設定する場合、「保証意思宣明公正証書」の可否を判定し、必要と判定した際は、「保証意思宣明公正証書」の提出を受ける必要がある。

#### 8 貸付方法

証書貸付とする。

## 多目的4

### 9 貸付実行日

任意の日とする。

### 10 元利金の返済方法

- (1) 元利均等返済とし、毎月返済方式、年2回返済方式および特定月増額返済方式<sup>(補足)</sup>のいずれかであること。ただし、特定月増額返済による返済元金総額は、貸付金額の50%以内（1万円単位）であること。
- (2) 返済日はあらかじめJAが定めた特定の日とする。
- (3) 一部繰上返済は、約定返済日に行えるものとし、返済額は任意とする。
- (4) 全額繰上返済は、任意の日に行えるものとする。
- (5) 年2回返済方式は毎月返済方式と比較し、貸出後の期日管理の間隔が長く借入者の信用状況の変化の把握が遅れる危険性があるため、農業者以外については原則として取り扱わない。

#### 【補足】

- ・特定月増額返済方式とは、毎月返済方式に加えて特定月（6か月ごと、5か月と7か月、4か月と8か月の周期）に増額して返済する方式のこと。

### 11 遅延損害金

JA所定の利率とする。遅延している元金に対して請求する。

#### (注) その他

顧客の希望により団体信用生命共済（保険）に加入することができる。